

## 米沢市下水道事業運営審議会（第2回）

日時：平成28年7月4日（月）

午後1時30分から

場所：米沢市役所3階庁議室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 事

（1）第1回審議会での質疑への回答（別紙1）

（2）米沢市財政健全化計画について（資料1・2）

（3）下水道使用料について

① 公営企業の基本原則（資料3）

② 使用料算定の基本的な考え方と本市の算定（資料3）

③ 現在の使用料金について（資料3）

④ 平成27年度の使用料の状況について（資料4・5）

（4）使用料改定案について（資料6・7）

（5）今後の下水道事業経営の見通しについて（資料8・9）

（6）今後の審議会日程について（資料10）

### 4 その他

### 5 閉 会

## 財政健全化計画(案)について丁寧に説明いたします。ご意見をお寄せください。

本市の厳しい財政状況については広報でお知らせしてきましたが、本市が将来的に発展を遂げるためには安定した財政運営が必要です。本市では財政健全化計画の策定に取り組んでおり、現在、この計画案のパブリックコメントを実施しています。

紙面の都合上、財政健全化計画(案)の概要版の掲載となりますが、全体版は、市ホームページ、財政課(市役所4階)、情報公開コーナー(市役所4階)、各コミュニティセンターでご覧いただけます。

■意見の提出方法／郵送、FAX、電子メール、電子申請、直接持参 ■募集期間／10月26日(月)まで

■意見の提出先／財政課財政係【電子メール】zaisei-ka@city.yonezawa.yamagata.jp【FAX】22-0498

### ■計画策定の目的

- 本計画は、早急な収支改善を実現し、中長期的な収支の均衡を図り、持続可能な財政運営への転換を目指すため、策定するものです。

### ■計画期間

- 平成28年度から平成32年度までの5年間です。
- ただし、計画期間中であっても、必要に応じて、この計画の見直しを行うものとします。

### ■決算収支の推移

- 図1のとおり、本市の決算(実質収支)は黒字ですが、実質単年度収支(その年だけの収入と支出の差)は平成24年度から3年連続でマイナスになっており、平成26年度の財源不足額は7.7億円になりました。
- 不足する財源は財源調整基金を取り崩して調整しているため、財源調整基金の残高は平成26年度末には約13億円まで減少しています。

### ■財政の現状と課題

- 扶助費や介護保険事業等への繰出金をはじめとする社会保障経費、下水道事業への繰出金や病院事業への負担、物件費などの経常的支出が県内他市と比較しても高い状況が続いています。(図2)
- 経常的収入は、市税の減少幅が県内他市と比較して大きく、普通交付税も減少傾向にあります。
- 市民税は、県内市いずれも減少傾向にありますが、とりわけ本市の減少幅が大きく、平成21年度から平成25年度までの本市の平均減少率は△24.7%で、県内12市平均△9.2%を大きく上回って減少しています。
- 固定資産税は、地価下落や人口減少(高齢化)に伴う新築物件の減少などのため、全体として減少傾向にあります。
- このように、本市においては扶助費をはじめとした歳出が増加傾向にある一方で、市税や普通交付税が応分に伸びないため、歳出拡大に歳入が追い付かない状況になっています。

- このことは、図3のとおり、本市の経常収支比率(経常的な支出が経常的な収入に占める割合)が高止まりする結果となり、平成26年度に収支バランスが急激に悪化したことで、多額の基金繰入を要することになりました。
- 今後、市税や普通交付税などの経常的収入の増加を見込むことが難しいことに加え、経常的支出については削減効果を早期に期待できるものが限られているため、経常収支比率を短期間で改善することは容易ではありません。扶助費や繰出金をはじめとした経常的支出の縮減を如何にして図っていくのが財政運営の大きな課題となります。収支改善を図るためには、歳出の抑制に加え、歳入の確保にも取り組んでいく必要があります。

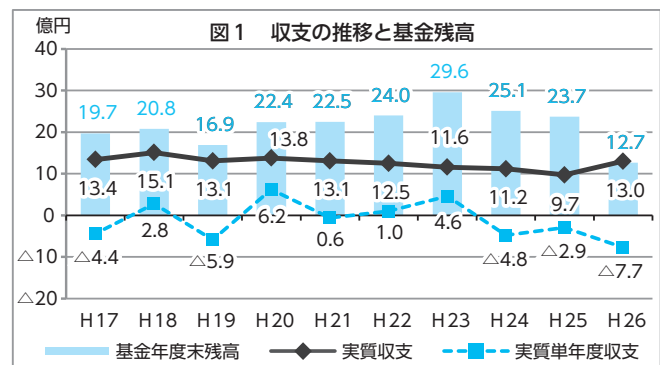
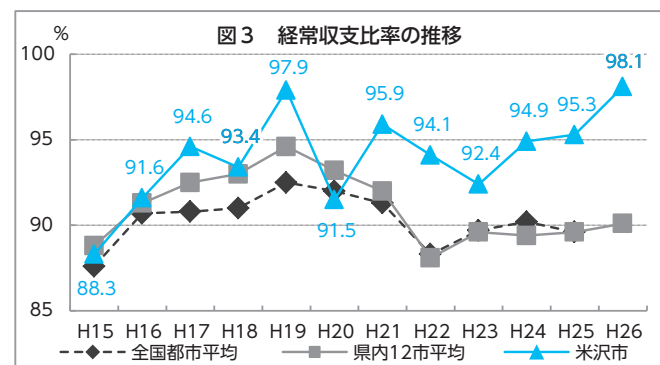
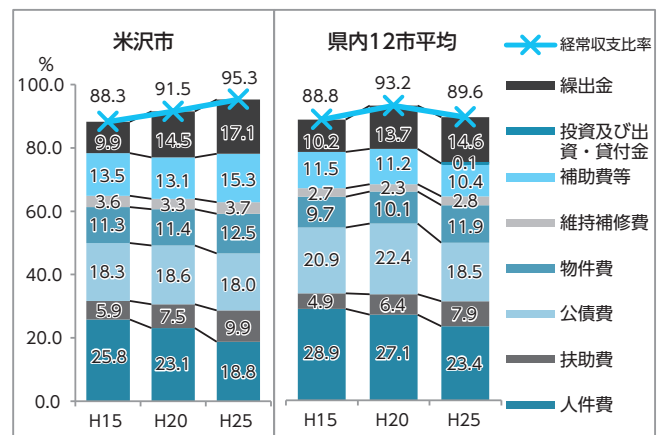


図2 経常収支比率の構成別の推移(県内12市平均との比較)



## ■財政健全化に向けた目標

- ①実質単年度収支 黒字化
- ②財源調整基金残高（平成32年度末） 20億円以上
- ③経常収支比率 特殊要因を除き、95%以下

## ■財政健全化に向けた施策（抜粋）

- 財政健全化施策は、市民生活への影響をできるだけ抑制するよう配慮しながら、少子高齢化の進展、人口減少社会を見据えて取りまとめたものです。
- この概要版には、財政健全化施策のうち、市民の皆さまに特に周知・説明を図る必要があると考えられる施策（効果額の大きいものや行政サービスの見直しなど）を抜粋しています。
- 各項目の金額は、その施策を実施することによる収支改善の効果額を示しており、計画期間中（平成28～32年度）の合計額です。

### ▶ふるさと応援寄附金の確保（H28～） 1,044百万円

- 本市を全国的に発信するとともにさらなる地域内の産業振興を図るため、幅広い特産品を返礼品として選定し、ふるさと応援寄附金の増額を図ります。
- 本市では、当該年度に受領した寄附金から返礼品費や事務費を除いた額をふるさと応援基金に積み立て、翌年度以降の事業に活用しており、平成27～31年度の寄附金額を約30億円と見込み、返礼品費や事務費を除いた約10億円を効果額としています。

### ▶職員給与の減額（H28～29） 469百万円

- 平成26年度の収支悪化を受け、平成27年度以降の収支改善を図るために必要な緊急措置として、市職員の給料や手当を平成27～29年度の3年間減額します。
- 平成27年度は、特別職（市長、副市長など）15～20%、管理職（部課長など）8%、管理職以外の行政職6%、技能職（学校・保育園の調理師）5%の減額率で取り組んでおり、今後の収支見通しに大きな変化がなければ、平成28・29年度においてもこの率を基本とした減額を見込んでいます。

### ▶職員数の適正化（H28～） 651百万円

- 平成27年4月に策定した定員適正化計画に基づき、定員の適正化を図ります。
- 具体的な目標としては、市立病院職員及び置賜広域行政事務組合派遣職員を除いた職員数をH27.4.1現在の578人からH33.4.1には535人とし、合計43人を減員する計画です。

### ▶デマンド交通の推進（H28～） 10百万円

- 山上地区のデマンドタクシー（乗合タクシー）の実証実験では、実験を開始した平成26年11月から1年間のデマンドタクシー利用者数が約2,200人と見込まれ、平成25年度のバス利用者数859人に対して利用者数増加などの効果が確認されたことにより、平成27年11月から本格運行する予定です。
- デマンドタクシーの利用料金は、中学生以上片道500円とバス料金と比べて割高ですが、自宅から目的地までの運行であり利便性が高いことから利用者数の増加につながっていると考えられます。
- このデマンドタクシーを地区住民の要望がある田沢地区にも平成28年度から実証実験として導入し、田沢線の市民バスを休止します。
- 実証実験の効果が確認できれば、平成29年度から本格運行に切り替える予定です。田沢地区のデマンドタクシーの年間運行経費が約400万円、市民バスの経費が約600万円として、差引各年度200万円の効果額を見込んでいます。

### ▶紙おむつ給付事業の見直し（H28～） 70百万円

- 給付額は、年々増加傾向にあり、高齢化の進展により今後も増加していくと見込まれます。
- 県内他市と比較して本市の給付水準は高い状況にあり、他市では、対象要件を非課税世帯としたり、対象者を要介護4及び5の要介護者などに限定したりしているほか、課税の状況や介護保険料の段階により給付額に差を付けています。
- このように、本市は現在、県内他市よりも手厚い内容で実施していますが、今後も給付額の増加が見込まれることを考慮すると、様々な財政需要がある中であって、現行のまま継続することは難しい状況です。
- これらを踏まえ、課税世帯に対する給付額について、A券（要介護3以上）を7千円から5千円に、B券（要介護2以下）を4千円から3千円に給付上限額を減額します（非課税世帯は現行のままの給付額）。
- 適正数量の給付を図る観点から、今後、自己負担金の徴収について検討していきます。なお、介護者に対する排泄ケア研修会の開催や、介護予防事業、おむつに頼らない排泄の自立など、寝たきりにならない施策の充実に、これまで以上に努力していきます。

### ▶ がん検診無料クーポン事業の廃止（H29～） 24百万円

- 本市では、平成21年度から国の補助制度を活用し、がん検診の一部負担金を無料にするクーポン券を配付する事業を実施しており、対象者は5歳ごとの節目年齢などとなっていますが、本市の単独事業として、平成23年度から60歳の胃がん検診と平成24年度から65歳の大腸がん検診を実施しています。
- 平成26年度のクーポン利用率は胃がん検診で21.5%、大腸がん検診で17.3%と低く、全体の受診率は、これまでの推移から見てもクーポン事業の実施によって大幅な増加には至っていません。
- 無料クーポン事業は、対象年齢すべての市民にクーポン券を印刷し郵送するため、券の印刷代、郵送料、データ入力作業等の事務経費で約450万円、検診委託料で約150万円の経費が必要となることから、受診率向上等の対策としては費用対効果が低いと判断し、平成28年度で市単独の無料クーポン事業を廃止するものです。
- 受診率の向上等については、健康に対する市民の意識向上が重要であるとの考えから、今後は保健師による未受診者に対する直接的な働きかけを実施するなどの新たな手法を実施し、これまで以上に努力していきます。

### ▶ 除排雪対策の工夫（H28～） 175百万円

- 除雪対策は、市民要望の特に高い事業であります。近年の豪雪により財政負担が増大していることを踏まえ、経済活動や市民生活に大きな影響を与えないよう工夫しながら見直しを実施していきます。
- 市内には指定雪捨場が8か所あり11月15日から3月31日まで開設することとしています。降雪状況を見ながら、開設期間の短縮（例：12月15日～3月15日など）や開設場所の縮小（例：3月1日～8か所を4か所に）を行うことにより経費の縮減を図ります。
- 排雪については、交差点付近や歩道がある路線は、道路幅員や交差点の見通し、歩行者の通行を確保した上で、雪壁をすべて除去せず腰高程度（1m程度）を残すような排雪を行い、経費の抑制を図ります。

### ▶ 住宅用太陽光発電に対する補助金の廃止（H28～） 10百万円

- 住宅用太陽光発電は、地球温暖化防止や防災の観点から今後とも普及啓発を図る必要はありますが、一般家庭への普及が進んでいる現状を踏まえると、補助金を交付して普及を図ることについては、行政としての先導的な役割を果たしたものと考えます。
- このことを踏まえ、住宅用太陽光発電に対する補助金（H27予算：最大4万円×40件）を廃止します。

### ▶ 農地流動化促進事業補助金の見直し（H28～） 11百万円

- 農地流動化促進事業補助金は、担い手農家が農地を借り受けて集積する場合等に6年間補助金を交付するものです。
- 現在、県内他市等では同様の補助制度を実施している団体が少なくなっており、実施している団体においても補助水準は本市と比較して低い状況にあります。
- 制度発足から長期間経過したことに加え、農地中間管理機構事業など国庫補助による類似事業もあるため、平成28年度以降の新規分から支給単価と支給年数を見直し、補助金を段階的に縮減します。

### ▶ 産業まつりの廃止（H28～） 35百万円

- 産業まつりは、本市の産業を広く市民に紹介することを目的に始まった経緯がありますが、工業分野の出展が難しく、物販や飲食中心の中心市街地活性化イベントとしての性格が強まり、本来の目的と内容が乖離してきていることから、産業まつりとしては廃止するものです。
- 中心市街地のにぎわいづくりを目的とする事業については、関係団体と協議しながら検討していきます。

### ▶ 老人福祉センター寿山荘の廃止（H29） 75百万円

- 寿山荘は、築後48年を経過し建物や設備の老朽化が著しく、近年は利用者の安全を図るため、様々な修繕等を行いながら運営していますが、小規模な修繕、改修だけでは施設の維持が困難な状況です。
- 現在、運営費の約9割が市税等の負担（H26決算2,491万円）となっています。建替える場合は相当の経費を要するとともに、施設規模にもよりますが維持管理経費も多額なものになると考えられます。
- 利用状況については、ここ数年、利用者数は横ばいで推移していますが、老人福祉センターとしての本来の目的である高齢者の相談やレクリエーション、健康の増進などの利用者（いきいきデイサービス、介護予防教室等の利用）が半数で、その他入浴のみの利用者が半数です。
- 老人福祉センターが果たす役割、機能は代替の方法でも維持することが可能であり、老朽化が著しい寿山荘については将来世代の負担も考慮して、止むを得ず平成28年度末で廃止するものです。
- 寿山荘廃止後のいきいきデイサービス事業については、現在実施している公民館コースの5会場のほかに、三沢、東部、中部、西部、北部の各コミュニティセンターの5会場を追加し、合計10か所の公民館コースを設けるほか、介護予防教室等の拠点として事業を充実していきたいと考えています。

### 敬師児童センターの用途変更（H28） 105百万円

- 敬師児童センターは、児童厚生施設として集団保育事業のほか、放課後児童クラブ事業や地域子育て支援拠点事業を実施してきましたが、利用者数の減少により平成26年度末で集団保育事業を廃止するに至りました。
- 児童厚生施設としての中心的事業であった集団保育事業の廃止に加え、自由来館事業の利用者数も少数に止まっていることから、児童厚生施設としての役割は果たしたものと考えられます。
- このようなことから、児童厚生施設としての位置付けを見直し、平成28年度から用途変更を行うことで、管理経費の縮減を図るものです。
- 今後の施設の活用方法については、地区の意見をお聴きしながら検討を行っていきます。

### 第一中学校プール一般開放の見直し（H28～） 10百万円

- 利用者数は平成26年度（1,213人）と平成22年度（1,607人）を比較すると約25%減少しています。
- 利用者は幼児や小中学生の割合が高く、小学生は小学校プールを利用することが可能ですし、市営プールの利用もできます。
- これらのことを踏まえ、第一中学校プールの夏季の一般開放を廃止し、管理経費を削減します。

### 指定管理業務の見直し（H28～） 14百万円

- 非公募施設を中心に指定管理の業務内容を見直し、経費の縮減を図ります。
- 具体的な取組例としては、現在、指定管理の委託料に含めている各コミュニティセンターの電気料金（平成27年度約2,000万円）を市が直接支払うことにより、電気料金に係る諸経費（指定管理者の手数料）分の圧縮を図ります。
- コミュニティセンターの自主事業分においては、講座等の受講者に応分の負担を求め、経費の縮減に取り組みます。

### 下水道事業に対する繰出金の抑制（H28～） 1,653百万円

- 資本費平準化債（借入金の返済金を新たな借入で賄い返済負担を後年度に繰り延べる制度）の発行（効果額909百万円）と使用料の改定（効果額744百万円）により一般会計繰出金を削減します。
- 使用料単価については、消費税率改定に合わせて平成29年4月から15%程度の改定を想定しています。平成27年4月現在の県内13市比較（20㎡月額）では、本市は3,315円で高い順から8番目であり、最も高い市が4,050円、最も安い市が3,240円です。仮に本市の単価を13%（15%から消費税率引上分2%を除いた率）改定した場合の単価は3,746円となり、高い順から4番目となります。
- 年間6千円程度の負担増となりますが、平成31年度から企業会計に移行することを見据えれば、独立採算性を現状以上に高める必要がありますので、使用料単価の見直しは避けて通れないと考えています。
- その後も県内各市等の状況を見ながら、必要な改定を行っていきます。

◇このほか、内部管理経費や事務的経費の見直しなどの施策に取り組み、全体の効果額（平成28～32年度）としては合計5,081百万円を見込んでいます。

### 財政健全化施策反映後の収支見通し

（単位：億円・%）

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	計
健全化施策を講じない場合の収支見通し財源不足額 (A)	△7.5	△8.8	△8.3	△10.0	△8.3	△42.9
健全化施策による効果額 (B)	8.7	11.1	9.6	10.0	11.4	50.8
実質単年度収支 (A+B)	1.2	2.3	1.3	0.0	3.1	7.9
財源調整基金残高	17.2	19.5	20.8	20.9	23.9	
経常収支比率	94.2	94.5	95.4	95.3	95.6	

- 実質単年度収支は、平成28年度以降、収支が改善し、黒字を維持することが可能となります。
- 財源調整基金は、平成32年度末までには約24億円の残高を確保することが可能となります。

## 1. 公営企業の基本原則（地方財政法上）

公営企業・・・地方公共団体が経営する企業を指します。

地方財政法・・・地方財政法第6条の規定により、公営企業の中でも、下水道事業を含む13事業は「地方財政法上の公営企業」とされており、財政運営の基本原則が定められています。

### 財政運営の基本原則

(1) 特別会計を設置して行わなければならない。

(2) 独立採算制によらなければならない。

経費のうち、次の2項目は公費で負担すべき経費とされています。

① 経営に伴う収入を持って充てることが適当でない経費。

② 能率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費。

## 2. 使用料算定の基本的な考え方と本市の算定

下水道使用料は、下水道事業の適正な管理運営を図るために大事な財源となっており、下水道法第20条に規定されています。

また、使用料の算定にあたっては国から基準が示されています。

本市においても、その基準に従い使用料の算定を行っています。

### (1) 使用料の算定期間

使用料の算定期間とは、下水道使用料の算定のために使用料対象経費を積算する期間で、一般的には3年から5年が適当とされています。

下水道使用料は、日常的に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなります。

本市では、前々回（平成18年度）の下水道運営審議会から「算定期間を4年間とし、定期的に使用料の見直しを行うこと。」との答申を受け、その答申に基づき使用料の見直しを行っています。

今回は、米沢市財政健全化計画をうけ、見直しを行うものです。

### (2) 対象経費

下水道事業に要する経費については、原則として雨水に係る経費は公費で、汚水に係

る経費については私費（使用料）で負担することとされております。

本市においても、同様の考え方にに基づき使用料対象経費の算出を行っています。

＊ 使用料対象経費＝維持管理費※＋資本費（借入金の元利償還金）

前回（平成24年度）の下水道運営審議会の答申では、使用料対象経費の内、維持管理費を使用料で賄った上で、資本費のうち使用料で賄っている割合（資本費算入率）を平成28年度に50%確保することを目標としておりました。なお、不足額は、一般会計からの繰入によって補っています。

※ 維持管理費：終末処理場の施設管理業務委託、消耗品、電気、燃料、薬品等、修繕等  
下水道管渠の点検、修繕、清掃等

### 3. 下水道使用料体系の基本的考え方・・・別紙1

### 4. 現在の使用料について

#### 料金表（平成26年度改定）

排除汚水量	改定前金額 (消費税5%込)	目標 最終年度（平成28年度）で資本費算入率50%		
		10 m <sup>3</sup> 据置、11 m <sup>3</sup> 以上 平均4.6% 値上		
		改定金額 (下段は消費税8%込)	現行との 差 額	アップ率
基本使用料 ～10 m <sup>3</sup>	1,522.50	1,522.50 (1,566.00)	0.00	-
11 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup>	162.75	170.10 (174.96)	7.35	4.5%
21 m <sup>3</sup> ～30 m <sup>3</sup>	173.25	181.65 (186.84)	8.40	4.8%
31 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup>	189.00	197.40 (203.04)	8.40	4.4%
51 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup>	194.25	203.70 (209.52)	9.45	4.9%
101 m <sup>3</sup> ～500 m <sup>3</sup>	199.50	208.95 (214.92)	9.45	4.7%
501 m <sup>3</sup> ～	204.75	214.20 (202.32)	9.45	4.6%
<b>20 m<sup>3</sup>使用時の料金 (円未満切捨て)</b>	<b>3,150</b>	<b>3,223 (3,315)</b>	<b>73</b>	<b>2.3%</b>

# 下水道事業における基本料金、従量料金の考え方

- 下水道においても、水道と同様に使用料対比に占める固定費が極めて大きいいためその一部を基本使用料として賦課し、他を従量使用料として賦課することとするのが妥当とされている。

	定義
基本使用料	使用量の有無にかかわらず賦課される料金
従量使用料	使用量の多寡に応じ水量と単位水量当たりの価格により算定し賦課される料金
累進使用料	使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる料金体系
水質使用料	使用料対象経費の一部を、一定基準を超える濃度の汚水を排出する使用者に賦課する制度

需要家費	下水道使用水量の多寡に係わりなく下水道使用者に対応して増減する経費(使用料徴収関係費用等)
固定費	下水道使用水量及び使用者数の多寡に係わりなく固定的に必要とされる費用(資本費、人件費等)
変動費	下水道使用水量及び使用者数の多寡に応じて変動する経費(動力費の大部分、薬品費等)

※雨水に係る経費は公費負担

定義	使用料対象経費の配賦
	基本使用料として賦課する固定費の範囲については、各地方公共団体の排水需要の実態等を勘案して定める
	基本使用料として賦課するもの以外の全ての経費
	累進度の設定は水量区画ごとの排水需要への影響等を勘案し、各地方公共団体の実情に対応した適切なものとする
	処理場に係る経費を水質関連経費とそれ以外に区分し、水質関連経費と水質使用量対象項目の汚濁負荷量との関連に基づき算定

- 需要家費及び固定費を基本使用料として賦課するのが適当であるが、下水道においては、**使用料対比に占める固定費が極めて大きいことから、その一部を基本使用料として賦課し、他を従量使用料として賦課することとするのが妥当とされている**
- 経営の安定性を確保するため、**従量使用料に基本使用料を併置する方法(二部料金制度)が有効**であり、現実にも多くの地方公共団体で採用されている
- 基本使用料に基本水量を設け、その範囲で定額制をとることも行われている



# 基本料金、従量料金の料金体系が抱える課題

- 料金体系として、基本料金の構成が高いと、水需要の増減に収入が影響されない体系となり、企業経営を安定的に行いやすくなるが、少量利用者の負担が重くなるといったデメリットが発生する。
- 一方で、従量料金の構成が高いと、有収水量が減少すると料金の値上げを検討せざるを得ないが、節水したにもかかわらず料金の値上げとなると住民から理解を得にくい。
- 今後の料金体系については、上記を勘案し、基本料金、従量料金のあり方を検討する必要があるのではないか。

## 水需要の減少

人口減少

節水型機器の普及

節水意識の高まり



基本料金

従量料金

逦増  
料金制

## 料金体系が抱える課題

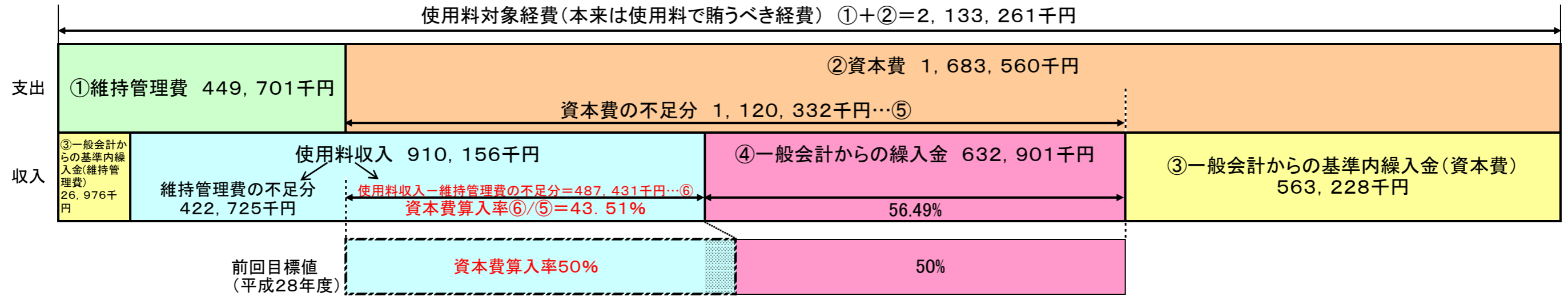
費用の大半は固定費であり、必要な費用は基本料金で回収したいところであるが、基本料金を上げると少量利用者の負担が重くなる

収入を従量料金に依存すると、有収水量が減少すれば料金の値上げを検討せざるを得ないが、節水したにもかかわらず料金の値上げとなると住民から理解を得にくい

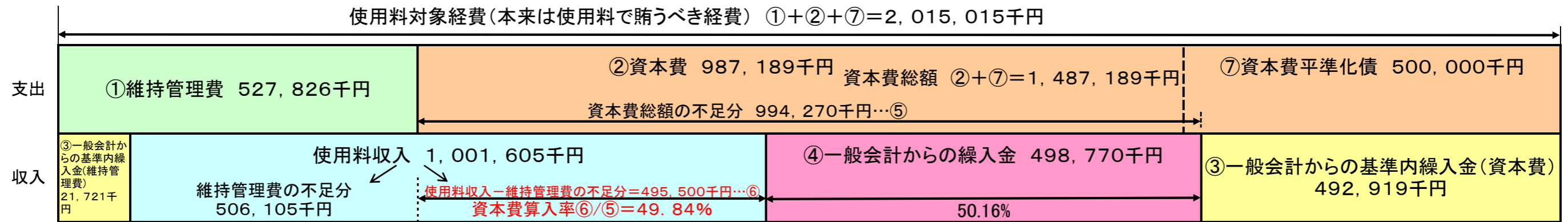
多量使用の抑制を目的に、逦増料金制を採用しているケースがあるものの、水使用量は減少傾向にあり、時代にマッチしなくなりつつある

下水道使用料資本費算入率の概念図

平成23年度決算(一般公共)



平成27年度決算見込(一般公共)



※資本費算入率

資本費のうち使用料で賄っている割合

①維持管理費

終末処理場の施設管理業務委託、消耗品、光熱水費、薬品、修繕等  
管渠の点検、維持、修繕、清掃等

②資本費

下水道終末処理場及び管渠の建設費等に充てた借入金の元利償還金

③一般会計からの基準内繰入金

「下水道事業特別会計」に対し、「一般会計」から支出される経費  
一般会計から繰出す基準を総務省で定めており、公費(税金)で賄い繰入をすることができる経費を「基準内繰入」と言う

- ・維持管理費に対する基準内繰入金  
雨水維持管理費、水質規制費、水洗化普及費等
- ・資本費に対する基準内繰入金  
雨水償還額、臨時措置分元利償還額、臨時財政特例債元利償還額、特別措置分元利償還額、高資本費対策経費等

④一般会計からの繰入額

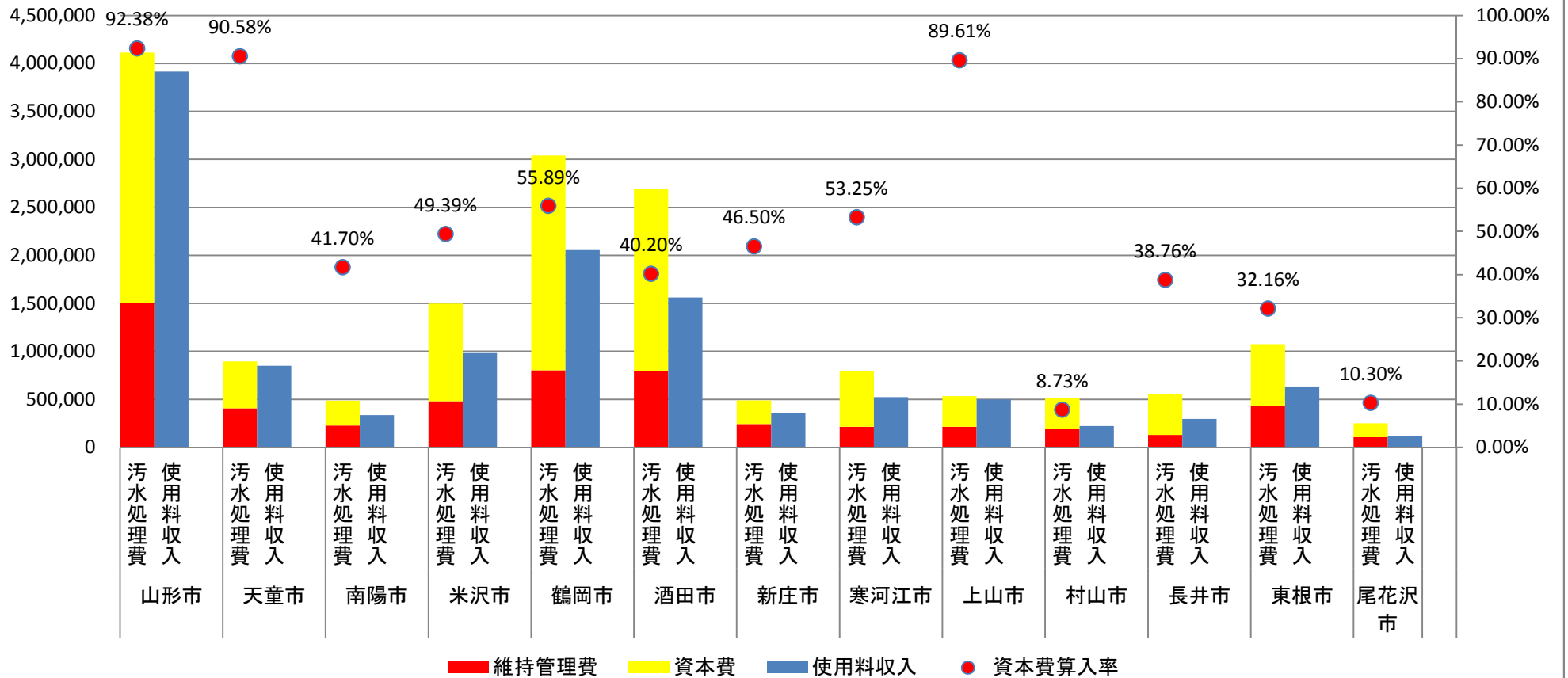
本来は使用料で賄うべき経費に対し、収入不足のために「一般会計」から支出される繰入金

⑦資本費平準化債

資本費の一部を後年度に繰り延べる起債

## 県内13市の資本費算入率(平成26年度)

(単位:千円)



	法適用			法非適用									
平成26年度	山形市	天童市	南陽市	米沢市	鶴岡市	酒田市	新庄市	寒河江市	上山市	村山市	長井市	東根市	尾花沢市
1. 維持管理費	1,508,789	405,952	226,639	482,165	804,111	796,715	243,740	215,137	212,862	194,702	128,581	426,774	107,050
2. 資本費	2,605,061	490,482	258,418	1,014,672	2,237,649	1,898,513	245,842	580,165	319,807	316,636	429,803	648,622	143,533
3. 使用料	3,915,232	850,225	334,399	983,306	2,054,742	1,559,983	358,067	524,097	499,430	222,360	295,167	635,358	121,828
資本費算入率	92.38%	90.58%	41.70%	49.39%	55.89%	40.20%	46.50%	53.25%	89.61%	8.73%	38.76%	32.16%	10.30%

## 下水道使用料の改定案について

使用料の改定案については、諮問の趣旨で説明にあるとおり、平成26年度の下水道事業への繰出金10億9,700万円に対して、下水道事業への普通交付税算入額が8億5,200万円となっており、一般会計にとって大きな財政負担となっています。

下水道事業の経営は、一般会計との適正な経費負担を前提として独立採算制の原則によることとされているが、実態としては下水道事業会計における収支不足分を全て一般会計が補填している状況にあります。

このようなことから財政健全化計画において、下水道事業への繰出金を抑制するため平成29年度に下水道使用料の改定を行う計画としており、県内各市の使用料金も考慮し、一律13%の使用料の改定を行いたいと考えています。

その後も、一般会計からの繰出金の削減に努め、経費負担の適正化を図ります。

この13%の改定により、平成27年度の使用料収入に対し、平成29年度は約1億3,000万円の増収を見込んでいます。

平成27年4月現在

順位	市名	一般家庭1ヶ月当 20m <sup>3</sup> 使用料(円)
1	酒田市	4,050
2	長井市	3,942
3	鶴岡市	3,812
4	新庄市	3,726
5	南陽市	3,672
6	寒河江市	3,618
7	上山市	3,560
8	米沢市	3,315
9	山形市	3,294
13	尾花沢大石田 東根市 天童市 村山市	3,240

平成29年4月13%使用料改定後

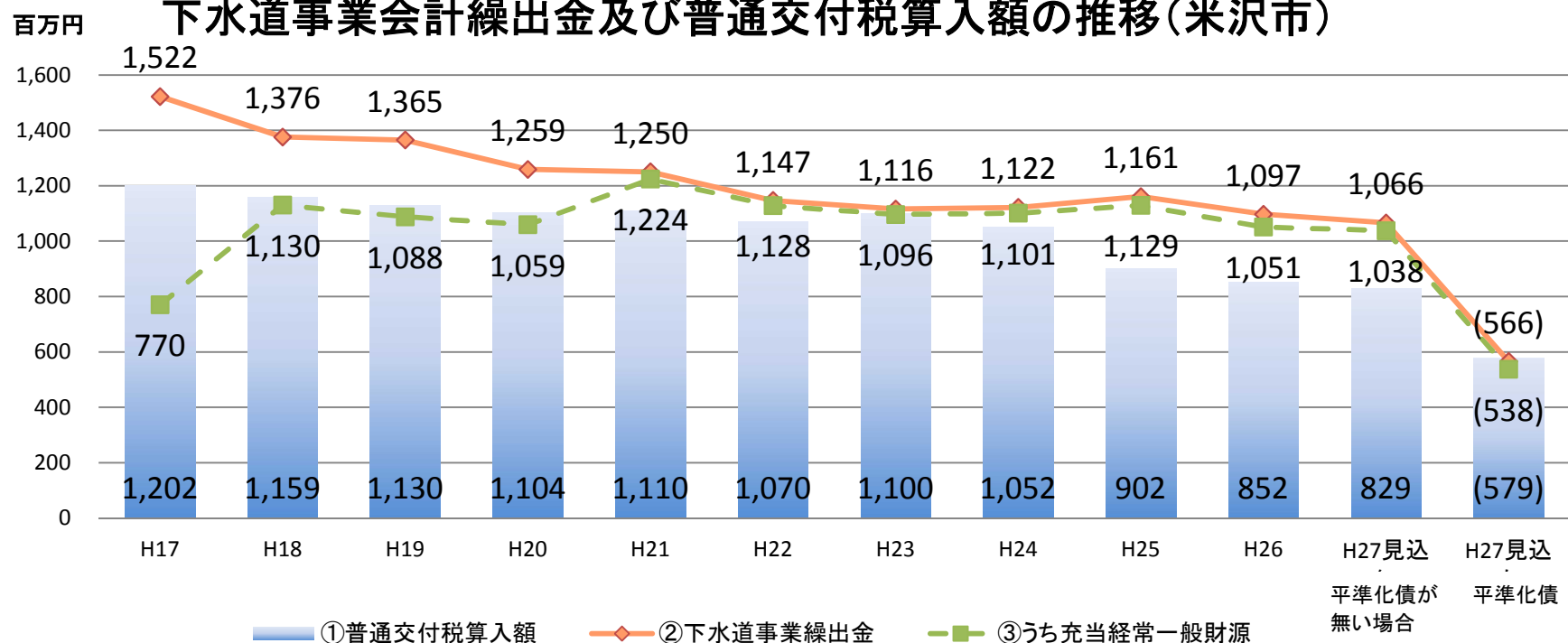
順位	市名	一般家庭1ヶ月当 20m <sup>3</sup> 使用料(円)
1	酒田市	4,050
2	長井市	3,942
3	鶴岡市	3,812
4	米沢市	3,746
5	新庄市	3,726
6	南陽市	3,672
7	寒河江市	3,618
8	上山市	3,560
9	山形市	3,294
13	尾花沢大石田 東根市 天童市 村山市	3,240



使用料改定試算表（平成29年度）

排除汚水量	改定前金額 (税込)	一律13% 値上	
		改定金額 (税込・四捨五入)	現行との 差 額
基本使用料～10 m <sup>3</sup>	1,566.00	1,769.58	203.58
11 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup>	174.96	197.70	22.74
21 m <sup>3</sup> ～30 m <sup>3</sup>	186.84	211.13	24.29
31 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup>	203.04	229.44	26.40
51 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup>	209.52	236.76	27.24
101 m <sup>3</sup> ～500 m <sup>3</sup>	214.92	242.86	27.94
501 m <sup>3</sup> ～	220.32	248.96	28.64
<b>20 m<sup>3</sup>使用時の料金 (円未満切捨て)</b>	<b>3,315</b>	<b>3,746</b>	<b>431</b>
公衆浴場汚水	37.80	42.71	4.91
八幡原工業団地汚水	75.60	85.43	9.83

## 下水道事業会計繰出金及び普通交付税算入額の推移(米沢市)



### 下水道事業会計繰入金及び普通交付税算入額の推移

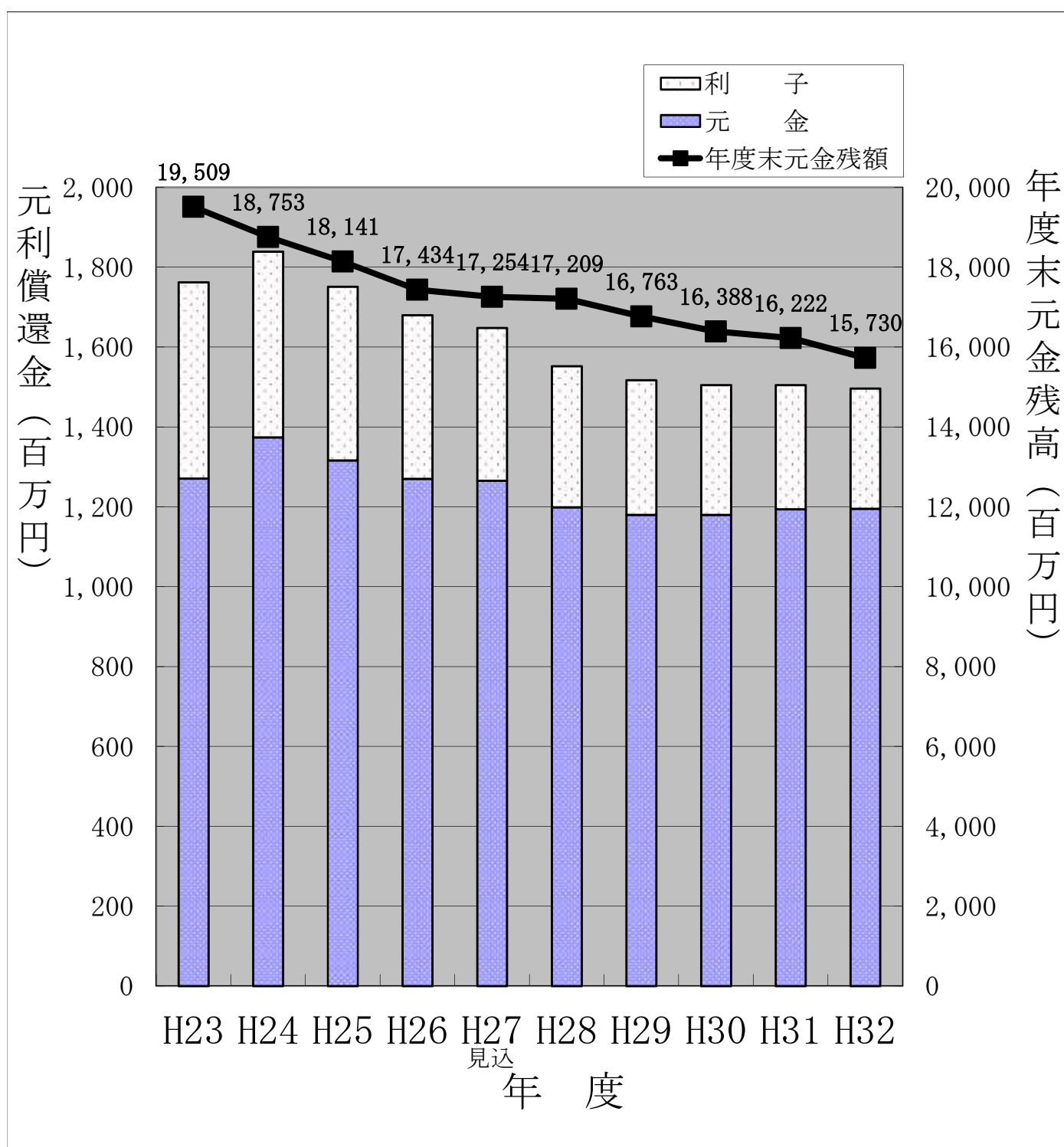
	百万円											
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27見込無	H27見込有
①普通交付税算入額	1,202	1,159	1,130	1,104	1,110	1,070	1,100	1,052	902	852	829	579
②下水道事業繰入金	1,522	1,376	1,365	1,259	1,250	1,147	1,116	1,122	1,161	1,097	1,066	566
③うち充当経常一般財源	770	1,130	1,088	1,059	1,224	1,128	1,096	1,101	1,129	1,051	1,038	538
④一般会計負担②-①	320	217	235	155	140	77	16	70	259	245	237	-

下水道事業の経営状況及び今後の収支

		実績					予測					(単位:千円)
		H23	H24	H25	H26	H27見込	H28	H29	H30	H31	H32	備考
使用料収入		1,102,253	1,137,504	1,117,118	1,173,127	1,175,043	1,164,467	1,305,251	1,293,242	1,281,344	1,295,054	現在の水準より 平成29年度 使用料改定13%増額 平成31年度10月 消費税改定 2%増額予定
	一般(公共)	910,156	942,859	934,020	964,967	980,627	971,801	1,089,291	1,079,269	1,069,339	1,080,780	H28以降は少子高齢化から減少方向で予測
	八幡原(特定)	192,097	194,645	183,098	208,160	194,416	192,666	215,960	213,973	212,005	214,274	
維持管理費		597,040	599,003	621,158	650,293	667,953	690,177	687,185	692,230	692,049	691,749	
	事業費	508,682	510,315	539,581	572,718	591,887	611,121	608,129	613,174	612,993	612,693	H29以降は財政健全化計画より
	管渠	33,710	36,318	48,564	57,415	49,305	55,000	56,019	56,019	56,019	56,019	〃
	処理場	366,349	351,180	373,193	404,547	394,238	404,493	410,633	415,678	415,498	415,197	〃
	使用料収納業務他	108,623	122,817	117,824	110,756	148,344	151,628	141,477	141,477	141,477	141,477	〃 (普及促進業務、受益者負担金業務、補助事業等)
	人件費	88,358	88,688	81,577	77,575	76,066	79,056	79,056	79,056	79,056	79,056	H28以降はH28当初予算同額
資本費		1,761,526	1,839,286	1,751,181	1,680,642	1,648,492	1,551,784	1,517,331	1,504,830	1,505,161	1,496,056	
	元金	1,270,835	1,374,004	1,316,202	1,270,410	1,265,030	1,198,636	1,180,123	1,179,931	1,194,404	1,195,269	
	利子	490,691	465,282	434,979	410,232	383,462	353,148	337,208	324,899	310,757	300,787	
建設改良費		531,107	865,618	1,225,008	943,778	932,019	1,413,587	367,911	594,711	1,181,111	579,511	
	事業費	483,977	774,943	1,047,916	752,225	637,771	1,385,976	340,300	567,100	1,153,500	551,900	
	管渠	428,067	392,891	294,761	184,869	187,203	179,200	188,200	188,200	188,200	188,200	
	処理場	36,000	361,200	732,092	546,431	433,868	1,185,376	139,000	363,000	944,000	348,000	
	事務費	19,910	20,852	21,063	20,925	16,700	21,400	13,100	15,900	21,300	15,700	事務費の計算による
	人件費	47,130	45,275	37,092	44,423	34,748	27,611	27,611	27,611	27,611	27,611	H28以降はH28当初予算同額
	前年度からの繰越事業費	0	45,400	140,000	147,130	259,500						
	未普及		42,800	18,000	134,130	162,400						
	処理場			117,000		68,000						
	単独		2,600	5,000	13,000	29,100						
繰入金		1,082,335	1,094,617	1,135,000	1,067,792	539,603	651,880	417,944	452,252	528,981	526,516	
資本費平準化債						500,000	440,000	410,000	390,000	360,000	320,000	
繰入金(資本費平準化債を加える)						1,039,603	1,091,880	827,944	842,252	888,981	846,516	
有収水量(m <sup>3</sup> )		7,736,285	7,931,797	7,742,044	7,950,456	7,758,735	7,688,906	7,618,936	7,548,841	7,479,391	7,409,832	H28以降は平均0.92%減
	一般(公共) (m <sup>3</sup> )	5,122,360	5,283,283	5,249,723	5,184,846	5,186,980	5,140,297	5,093,520	5,046,659	5,000,229	4,953,726	
	八幡原(特定) (m <sup>3</sup> )	2613925	2,648,514	2,492,321	2,765,610	2,571,755	2,548,609	2,525,416	2,502,182	2,479,162	2,456,106	

## 借入金（地方債）償還金と元金残高の推移と予測

	実績					予測					(単位：百万円)
	H23	H24	H25	H26	H27見込	H28	H29	H30	H31	H32	
元 金	1,271	1,374	1,316	1,270	1,265	1,199	1,180	1,180	1,194	1,195	
利 子	491	465	435	410	383	353	337	325	311	301	
元利償還計	1,762	1,839	1,751	1,680	1,648	1,552	1,517	1,505	1,505	1,496	
年度末元金残額	19,509	18,753	18,141	17,434	17,254	17,209	16,763	16,388	16,222	15,730	





## 今後の審議会の日程（案）

### 第3回米沢市下水道事業運営審議会

日 時 平成28年7月29日（金）午後1時30分から  
場 所 米沢市役所 議会棟2階委員会室  
内 容 ○諮問事項の審議  
使用料改定案についての審議

### 第4回米沢市下水道事業運営審議会

日 時 平成28年8月下旬  
場 所 米沢市役所会議室  
内 容 ○答申案の検討

### 第5回米沢市下水道事業運営審議会

日 時 平成28年9月下旬  
場 所 米沢市役所会議室  
内 容 ○答申